

令和2年4月3日

保護者の皆様

守口市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業等の措置について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、3月2日以降の臨時休業等に関しまして、ご理解を賜り誠にありがとうございます。

昨日、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、市町村立学校園の臨時休業等について要請することが決定されました。

つきましては、本市立学校におきましても児童生徒を新型コロナウイルスの感染から守るため、下記のとおり対応させていただきます。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

記

1) 臨時休業について

令和2年4月8日～5月6日の間、守口市立学校のすべてを臨時休業といたします。

2) 登校日について

家庭学習の把握及び健康観察等のため、週2回程度の分散登校日を設定します。

登校時間については、2時間程度とし、詳細は学校より後日お知らせいたします。

3) 入学式について

小学校及びさつき学園は4月5日に、中学校は4月6日に予定通り実施します。

参加者については、新入生、保護者、教職員のみで行います。

発熱等の風邪の症状がある場合は、出席をご遠慮くださいますようお願いいたします。

4) 始業式について

5月7日（木）といたします。

5) 教科書及び家庭学習課題について

初回登校日に学校よりお渡しします。

6) 児童生徒の心のケアについて

臨時休業期間中につきましても、スクールカウンセラーの活用が可能ですので、必要な場合は各学校へお問い合わせください。

【裏面に続く】

7) 学校施設の目的外使用について

引き続き5月6日まで、使用を不可とします。

8) もりぐち児童クラブ事業について

(1) 登録児童室について（閉室）

現在、新型コロナウイルス感染拡大を防止のため、2月29日から終日閉室としていますが、5月6日まで引き続き閉室といたします。なお、登録申請については、再開以降の利用時に持参して利用いただきますようお願いいたします。

(2) 入会時児童室について（開室）

入会児童室については、保護者様が就労されている等の理由で利用されていることから、引き続き開設させていただきます。開設時間は引き続き午前8時から午後7時までとします。

また、新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から小中学校、高等学校等を臨時休業としていることを踏まえ、入会児童室においても、児童を監護する者がいないなど、真にやむを得ない場合のみご利用いただくようお願いいたします。

加えて、児童室の利用に当たっては、登園前に、子ども本人又は家族が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱（37.5度以上の発熱をいう。）や呼吸器症状発熱等（以下「発熱等」という。）が認められる場合には、利用することができません。なお、発熱等が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。

※ 詳細につきましては、小学校及びさつき学園は4月5日、中学校は4月6日に、別途、学校より連絡いたします。